

第70期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時

開催場所

長野県長野市鶴賀高畑752-8
メルパルク長野 3階「白鳳」

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

目 次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（提供書面）	
事業報告	13
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染拡大のリスクを低減するため、本総会における議決権行使は書面による方法が可能となっておりますので、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場は見合わせていただくなど、議決権を事前に行使いただくことをご検討くださいますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆様に対する公平な利益還元の観点から、本総会より総会当日のお土産の配布を取りやめさせていただきます。

株 主 各 位

証券コード 8228

2020年6月8日

長野県長野市市場3番地48

株式会社 **マルイチ産商**

代表取締役社長 平野 敏樹
社長執行役員

第70期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月23日（火曜日）午前10時
2 場 所	長野県長野市鶴賀高畑752-8 メルパルク長野 3階「白鳳」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第70期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第70期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
4 代理人による議決権行使についてのご案内	代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、下記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
- なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.maruichi.com/ir/>)

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日時
2020年6月23日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するよう
ご返送ください。)



行使期限

2020年6月22日（月曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

[illegible]

※議決権行使書はイメージです。

第1号議案について

賛成の場合→**賛**に○印
反対の場合→**否**に○印

第2号議案・第3号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印
 全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に→**賛**に○印をし、反対する候補者
反対の場合 番号を下の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識し、利益配分については安定した配当を行い、また、企業体質強化のための内部留保を確保することを基本方針としております。

この方針に基づき、2020年3月期の期末配当につきましては、業績等を勘案し、直近の配当予想から普通配当に1株当たり1円を増配し、創立70周年記念配当1円を加え、合計14円といたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金 **14円**

およびその総額

配当総額 **309,916,880円**

剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位および担当	
1	ふじ 沢 政 俊	取締役会長	再任
2	ひら の 敏 樹	代表取締役社長社長執行役員	再任
3	こ す だ しげ よし 小須田 茂 義	取締役執行役員水産事業部長 兼 フードサービス商品本部長	再任
4	こ ばやし のり ゆき 小 林 徳 幸	取締役執行役員営業統括補佐グループ経営担当 兼 出向株式会社丸水長野県水代表取締役社長	再任
5	ね ばし ひろ し 根 橋 博 志	取締役執行役員営業部門統括補佐市場政策担当 兼 畜産事業部長	再任
6	やま だ まさ し 山 田 真 史	取締役執行役員営業部門統括補佐 ロジスティクス担当 兼 デイリー商品本部長	再任
7	き よ の まさ ひ こ 清 野 昌 彦	執行役員企画・管理部門統括代行 兼 人事部長	新任
8	に の み や じゅん 二ノ宮 潤	執行役員水産事業部第一本部長	新任
9	やま ざ き ひろ ふ み 山 崎 裕 史		新任 社外

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者番号

1

藤 沢 政 俊 (ふじさわ まさとし)

再任

生年月日	略歴、当社における地位および担当			
1953年1月6日	1976年 4 月	当社入社	2011年 1 月	当社取締役執行役員
所有する当社の株式数	2003年 7 月	当社執行役員伊那支社長		フードサービス事業部長
20,300株	2007年10月	当社執行役員水産セグメント統括	2012年 6 月	当社取締役常務執行役員
	2008年 6 月	当社取締役執行役員水産セグメント統括		フードサービス事業部長
	2010年10月	当社取締役執行役員営業部門統括	2013年 4 月	当社代表取締役社長社長執行役員
		兼水産事業部甲信越本部長	2018年 4 月	当社取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

全国魚卸売市場連合会副会長	長野県水産物卸連合会会長
株式会社長野地方卸売市場社外取締役	

取締役候補者とした理由

藤沢政俊氏は、取締役会長として当社グループ全体を俯瞰し、将来の事業環境を見据えた戦略課題の推進に尽力しております。代表取締役を始めとした要職を歴任し、企業経営者としての豊富な経験と食品流通業界における高い見識を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

平 野 敏 樹 (ひらの としき)

再任

生年月日	略歴、当社における地位および担当			
1959年10月22日	1982年 4 月	三菱商事株式会社入社	2011年 4 月	泰国三菱商事会社・
所有する当社の株式数	1999年 4 月	同社ジャカルタ駐在事務所 駐在		泰MC 商社会社生活産業グループリーダー
6,700株	2006年10月	同社食品本部鮪ユニットマネージャー	2013年 5 月	当社顧問
	2008年 4 月	同社農水産本部水産ユニットマネージャー	2013年 6 月	当社取締役副社長執行役員
	2009年 4 月	欧州三菱商社会社生活産業部長	2018年 4 月	当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)
		兼欧阿中東C I S 部門担当		

重要な兼職の状況

株式会社長野地方卸売市場社外取締役	
-------------------	--

取締役候補者とした理由

平野敏樹氏は、代表取締役社長社長執行役員として当社グループの経営を指揮し、中期経営計画における成長戦略および事業構造改革の推進にリーダーシップを発揮しております。内外環境の変化や様々な事業リスクにも適切に対処できる高い経営判断力を有しており、今般の新型コロナウイルス対応においても迅速な意思決定により食品の安定供給体制の確保に向け陣頭指揮を執っていることから、当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

小須田 茂 義 (こすだ しげよし)

再任

生年月日
1959年7月8日

所有する当社の株式数
8,200株

略歴、当社における地位および担当

1984年 4 月	当社入社	2013年 6 月	当社取締役執行役員東京支社長
2010年 6 月	当社執行役員水産商品本部副本部長 兼生鮮部長	2014年 4 月	当社取締役執行役員水産商品本部長
2010年10月	当社執行役員水産商品本部長 兼生鮮部長兼東京支社長	2016年 2 月	当社取締役執行役員営業部門統括補佐 メーカー型戦略推進担当兼水産商品本部長
2011年 1 月	当社執行役員東京支社長	2017年 2 月	当社取締役執行役員水産事業部長
		2020年 4 月	当社取締役執行役員水産事業部長 兼フードサービス商品本部長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由
小須田茂義氏は、取締役執行役員として水産流通業界の課題解決と成長戦略の推進に取り組み、当社グループの業績向上に尽力しております。豊富な業務経験により培われた高い知見を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

小林 徳 幸 (こばやし のりゆき)

再任

生年月日
1960年4月29日

所有する当社の株式数
6,700株

略歴、当社における地位および担当

1983年 4 月	当社入社	2017年 2 月	当社執行役員食品事業部長
2008年 1 月	当社松本支店長	2017年 6 月	当社常務執行役員食品事業部長
2011年 6 月	当社執行役員松本支店長	2018年 6 月	当社取締役執行役員食品事業部長
2012年 1 月	当社執行役員長野支店長	2019年 6 月	当社取締役執行役員営業統括補佐グループ 経営担当兼出向株式会社丸水長野県水 代表取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由
小林徳幸氏は、取締役執行役員グループ経営担当としてグループシナジーの創出に取り組むとともに、重要子会社である丸水長野県水の代表取締役を兼任し同社の収益拡大に貢献しております。食品事業部の重要拠点長を歴任、収益安定化に貢献した実績と事業領域の拡大を実現するための高い見識を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

根 橋 博 志 (ねばし ひろし)

再任

生年月日	略歴、当社における地位および担当			
1964年1月8日				
所有する当社の株式数 6,100株	1986年 4 月	当社入社	2017年10月	当社常務執行役員畜産事業部長
	2010年 1 月	当社長野畜産部長	2018年 6 月	当社取締役執行役員畜産事業部長
	2013年 6 月	当社執行役員長野畜産部長	2019年 1 月	当社取締役執行役員営業部門統括補佐
	2017年 2 月	当社執行役員畜産デリカ商品部長		市場政策担当兼畜産事業部長（現任）
		兼長野広域販売部長		

重要な兼職の状況

大信畜産工業株式会社取締役
ファーストデリカ株式会社取締役

取締役候補者とした理由

根橋博志氏は、取締役執行役員市場政策担当として事業部横断の得意先戦略の推進により、当社グループの業績向上に取り組んでおります。畜産事業部の重要拠点長を歴任し収益拡大に貢献した実績と、得意先を切り口とした拡大戦略推進のための知見を有しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

山 田 真 史 (やまだ まさし)

再任

生年月日	略歴、当社における地位および担当			
1962年10月16日				
所有する当社の株式数 6,500株	1985年 4 月	当社入社	2018年 6 月	当社常務執行役員デイリー商品本部長
	2011年 1 月	当社デイリー商品本部長	2019年 1 月	当社常務執行役員営業部門統括補佐
	2012年 6 月	当社執行役員デイリー商品本部長		ロジスティクス担当兼デイリー商品本部長
			2019年 6 月	当社取締役執行役員営業部門統括補佐
				ロジスティクス担当 兼デイリー商品本部長（現任）

重要な兼職の状況

マルイチ・ロジスティクス・サービス株式会社取締役

取締役候補者とした理由

山田真史氏は、取締役執行役員ロジスティクス担当として当社グループ全体のロジスティクス戦略の立案と推進に取り組んでおります。また、デイリー商品本部長を兼任し、商品開発を基軸とした成長戦略の推進に成果を上げており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

生年月日
1965年2月3日

所有する当社の株式数
300株

略歴、当社における地位および担当			
1987年 4 月	株式会社日本リースオート入社	2017年 6 月	当社執行役員企画・管理部門統括代行 兼経営企画部長
1992年 6 月	当社入社	2018年 6 月	当社執行役員企画・管理部門統括代行 兼総務人事部長
2015年 2 月	当社経営企画部長	2020年 1 月	当社執行役員企画・管理部門統括代行 兼人事部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

清野昌彦氏は、経営企画部長、総務人事部長等、企画・管理部門の要職を歴任、M&Aや人事制度改革で成果を上げ、現在は執行役員企画・管理部門統括代行兼人事部長として、働き方改革の立案や将来を見据えた当社グループ資産の更なる健全化に取り組んでおります。こうした実績をふまえ、当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、新たに取締役として選任をお願いするものです。

生年月日
1967年2月27日

所有する当社の株式数
2,000株

略歴、当社における地位および担当	
1991年 4 月	当社入社
2014年 3 月	当社出向株式会社三共物商代表取締役社長
2018年 6 月	当社執行役員出向株式会社三共物商 代表取締役社長
2019年 1 月	当社執行役員水産事業部第一本部長 （現任）

重要な兼職の状況

株式会社丸一北海屋取締役
株式会社三共物商取締役

取締役候補者とした理由

二ノ宮潤氏は、重要な子会社の代表取締役を経て、水産事業部における生鮮部門の責任者を務め、当社グループの強みである生鮮魚調達、販売網の拡充により商圏拡大に成果を上げ、現在は執行役員水産事業部第一本部長として生鮮魚流通の新たな仕組みづくりに取り組んでいます。こうした実績をふまえ、当社グループの持続的な成長と企業価値向上において適切な人材として、新たに取締役として選任をお願いするものです。

生年月日	略歴、当社における地位および担当			
1968年11月2日				
所有する当社の株式数 -株	1991年 4 月	三菱商事株式会社入社	2018年 6 月	三菱商事株式会社生活産業 グループCEOオフィス
	2010年 6 月	同社農水産本部飼料畜産部飼料 チームリーダー	2020年 4 月	同社生鮮品本部水産部長（現任）
	2011年 4 月	日本農産工業株式会社執行役員 経営企画室長		
	2011年 6 月	同社取締役経営企画室長		
	2015年 4 月	同社代表取締役社長		

重要な兼職の状況

東洋冷蔵株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由

山崎裕史氏は、三菱商事株式会社における水産事業の責任者として、また同社関係会社代表取締役としての経営経験もふまえて、業界動向やグループ経営全般に高い見識を有しており、当社グループの事業戦略推進や経営全般にわたる適切な助言や提言をいただけることを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山崎裕史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山崎裕史氏は、当社の特定関係事業者（親会社等）であります三菱商事株式会社の業務執行者であり、過去2年間に使用人としての給与等を受けており、今後も受ける予定であります。なお、同氏の同社における過去5年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
4. 山崎裕史氏が選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 **1** **仁 科 圭 右** (にしな けいすけ) **再任**

生年月日
1963年8月8日

所有する当社の株式数
46,900株

略歴、当社における地位および担当

1986年 4 月	株式会社東京銀行 (現株式会社三菱ＵＦＪ銀行) 入行	2012年 2 月	当社取締役執行役員水産事業部事業構造 改革推進担当兼水産商品本部企画管理部長
1996年 7 月	当社入社	2016年 2 月	当社取締役執行役員企画・管理部門 統括補佐事業構造改革担当
1998年 6 月	当社取締役営業統括本部業務推進部長	2018年 1 月	当社取締役執行役員情報システム部長
2003年 2 月	当社取締役食品事業部長	2018年 6 月	当社取締役 【常勤監査等委員】（現任）
2008年10月	当社取締役執行役員経理財務部長		
2011年 2 月	当社取締役執行役員経営企画部長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である取締役候補者とした理由

仁科圭右氏は、当社事業部の要職や企画・管理部門の部長職等を歴任し、業務全般に対する豊富な経験と知見を有しており、これらの経験、知見を当社の監査・監督に発揮することを期待し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

山岸重幸 (やまぎし しげゆき)

再任

社外

生年月日
1959年10月2日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位および担当

1997年 4 月 弁護士登録
同 月 中山弁護士事務所入所
2000年 4 月 山岸法律事務所開設
2004年10月 ながの法律事務所開設
2005年 6 月 当社社外監査役

2016年 6 月 当社社外取締役
【監査等委員】 (現任)

重要な兼職の状況

ながの法律事務所パートナー

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

山岸重幸氏は、弁護士として法律に関する幅広い知識・経験があり、消費者問題にも精通していることから、当社の業務執行を監督するのに適切な人材として、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号

3

小川直樹 (おがわ なおき)

再任

社外

生年月日
1956年12月22日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位および担当

1984年10月 サンワ東京丸の内事務所
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1988年 8 月 公認会計士登録
1994年 7 月 税理士登録
1994年11月 小川直樹会計事務所開設

2011年 6 月 当社社外監査役
2016年 6 月 当社社外取締役
【監査等委員】 (現任)

重要な兼職の状況

税理士法人あおぞらしなの 代表社員

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

小川直樹氏は、公認会計士および税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、それら知見と見識を当社の監査・監督に発揮していただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

生年月日	略歴、当社における地位および担当			
1953年8月19日				
所有する当社の株式数 一株	1977年 4 月	キューピー株式会社入社	2016年 2 月	同社代表取締役専務執行役員グループ
	2011年 2 月	同社取締役広報室長		営業統括・調味料加工食品事業担当
	2012年 2 月	同社取締役広報・CSR本部長	2019年 2 月	同社代表取締役専務執行役員退任
	2014年 2 月	同社常務取締役上席執行役員グループ	2019年 6 月	当社社外取締役
		営業統括・調味料事業担当		【監査等委員】（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

古舘正史氏は、食品業界における長年にわたる業務や企業経営を通じて培われた幅広い経験と知見を有しており、これらの経験、知見を当社の監査・監督に反映していただけることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山岸重幸氏、小川直樹氏および古舘正史氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山岸重幸氏、小川直樹氏および古舘正史氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役でありますが、山岸重幸氏、小川直樹氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年、古舘正史氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、当社は2016年6月21日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、社外監査役としての在任期間を含めると、山岸重幸氏が15年、小川直樹氏が9年となります。
4. 当社は、山岸重幸氏、小川直樹氏および古舘正史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、山岸重幸氏、小川直樹氏および古舘正史氏の選任が承認された場合、当社は同三氏との間で上記と同様の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、山岸重幸氏、小川直樹氏および古舘正史氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同三氏が選任された場合は、当社は引き続き同三氏を独立役員とする予定であります。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しておりますが、米中貿易摩擦や英国のEU離脱などの世界情勢における地政学的リスクの高まりや、国内各地で相次いだ自然災害の影響に加え、直近での新型コロナウイルス感染症の拡大が国内外の経済活動への甚大な影響を及ぼしており、先行き不透明な状況は一段と高まっております。食品流通業界におきましても、昨年10月に実施された消費税増税による消費マインドへの影響や業種・業態の垣根を越えた競争激化、物流関連コストの上昇など厳しい経営環境が続いており、加えて新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後の見通しが困難な状況となっております。

このような状況下、当社グループは当期を最終年度とする中期経営計画「変革2019～日本の中のマルチチを目指して～」の目標達成に向け、「成長戦略」「事業構造改革」「人の成長」をキーワードに戦略課題を推進いたしました。なかでも「事業構造改革」につきましても、基幹システムの刷新に向けたプロジェクトを推進するなど経営基盤の再整備と、それによる生産性の向上を目標に全社を挙げて取り組んでおります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は漁業生産者との協業による養殖ブリや、畜産品の販売が好調に推移したことなどから2,307億22百万円（前期比2.3%増）となりました。利益面につきましては、売上高の拡大に伴う売上総利益の増加に加え、構内物流の効率化による生産性向上を進めたことなどにより、営業利益は18億80百万円（同6.0%増）、経常利益は23億77百万円（同1.7%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、基盤商圏であります長野県の水産流通の中長期的な発展を視野に資産の見直しを実施し、固定資産の減損損失を計上したことから13億3百万円（同9.8%増）となりました。

なお、当期末の配当につきましては、1株当たり1円増配の13円の普通配当に創立70周年記念配当1円を加えて14円を予定しております。これにより、年間配当金は2円増配の17円を見込んでおります。

売上高	前期比
2,307億22百万円	2.3%増 

経常利益	前期比
23億77百万円	1.7%増 

営業利益	前期比
18億80百万円	6.0%増 

親会社株主に帰属する当期純利益	前期比
13億3百万円	9.8%増 

当連結会計年度のセグメント別の概況

※各セグメントの売上高については、セグメント間の内部売上高を除いて記載しております。

水産事業

売上高

1,351億4百万円

(前期比1.2%増)

営業利益

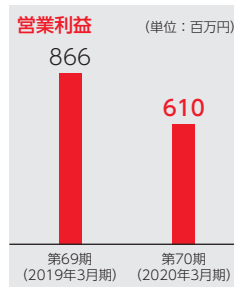
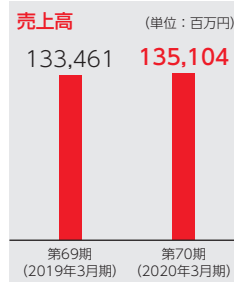
6億10百万円

(前期比29.5%減)

水産事業を取り巻く環境は、サンマをはじめとする国内天然魚の水揚げ量減少や仕入価格の上昇傾向が継続する一方、少子高齢化や共働き世帯の増加等を背景に中食（惣菜）の市場規模が拡大しております。

このような環境下、水産部門では国産天然魚、養殖魚、マグロ、鮭・鱒を中心に調達・販売機能のさらなる強化と、漁業生産者との協業を軸とした全国への販売体制構築を目指しております。具体的には、稚魚・飼料供給から販売までの過程に一貫して関与する養殖魚インテグレーションの規模拡大による養殖ブリの販売拡大などを進めております。デイリー部門では自社開発商品の販路拡大と主要取組み先向けの商品開発を基軸に販売エリアの拡大と物流基盤の強化等を進めております。フードサービス部門では「素材から惣菜化」の具現化を担うべく当社グループの原料調達力を活かした惣菜マーケット向け商品開発を推進し、様々な業種・業態への販売拡大などを進めております。

業績につきましては、売上高は1,351億4百万円（前期比1.2%増）、営業利益は構内物流業務の改善等に継続して取り組んだものの、国産天然魚の水揚げ量減少の影響と物流関連コストの上昇により6億10百万円（同29.5%減）となりました。



一般食品事業

売上高

294億6百万円

(前期比0.2%増)

営業利益

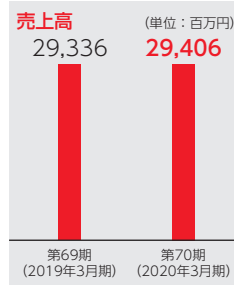
2億10百万円

(前期比0.5%増)

一般食品事業を取り巻く環境は、小売店頭での価格競争の激化と、原材料費の高騰や物流コストの増加等を背景に商品の値上げが相次ぐなど厳しい事業環境が継続しており、競争力を高め、収益力を向上させるための差別化された機能や得意先に対する提案力の強化が課題となっております。

このような環境下、一般食品事業セグメントでは販促提案機能を活かした長野県内マーケットの深耕化と、隣接県への事業エリア拡大を進めております。また、当社の水産品の調達力を活かしたオリジナル商品の開発を強化するなど、付加価値のある自社商品を基軸に全国への販路拡大を目指しております。コスト競争力の強化に向けましては、長野支店物流センターの移転を契機に調達・配荷物流体制の再構築による事業基盤強化に取り組み、物流効率と生産性の向上を図っております。

業績につきましては、売上高は294億6百万円（前期比0.2%増）、営業利益は仕入先との取組み強化による収益力の向上や、構内物流業務の生産性向上に向けた改善活動により2億10百万円（同0.5%増）となりました。



畜産事業

売上高

346億17百万円
(前期比6.1%増)

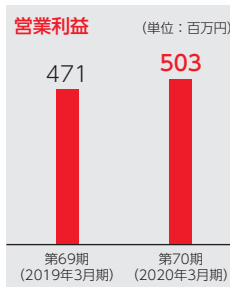
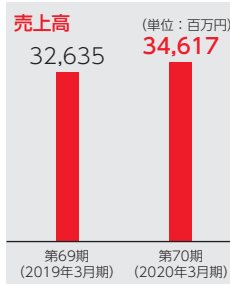
営業利益

5億3百万円
(前期比6.7%増)

畜産事業を取り巻く環境は、国産牛肉の枝肉価格が高値推移する一方、安価な輸入牛肉の販売構成比が増加することによる売上金額の減少や、CSF（豚熱）発生による調達及び販売面への影響が懸念されるものの、食肉の消費自体は堅調に推移しており、この傾向は継続すると見込んでおります。

このような環境下、畜産事業セグメントでは調達面における国産牛肉・国産豚肉の収益安定化と国産鶏肉の集荷強化や、「りんご和牛信州牛」「信州白樺若牛」「信州米豚」等の長野県産オリジナル商品の生産と販売の強化を推進しております。商品加工面では長野県内と首都圏の流通加工機能の強化を図っております。販売面では商品調達力と加工機能を活かし、関東・東海・中京エリアへの販売拡大などを進めております。

業績につきましては、売上高は346億17百万円（前期比6.1%増）、営業利益は販売拡大に伴う販売運賃等が増加したものの、売上拡大により売上総利益が増加したことから5億3百万円（同6.7%増）となりました。



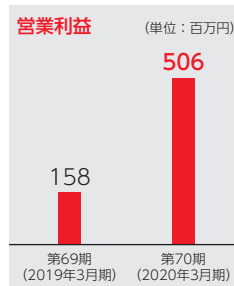
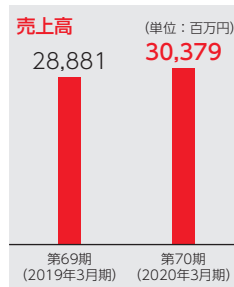
丸水長野県水グループ

売上高
303億79百万円
 (前期比5.2%増)

営業利益
5億6百万円
 (前期比219.0%増)

丸水長野県水グループセグメントにおきましては、事業エリアであります長野県内において、水産事業では商物分離による営業力強化と惣菜・業務用マーケットへの販路拡大、畜産事業では主要顧客との取組み強化による安定した収益構造の構築、冷食事業ではグループシナジーの追求による県内市販用冷食マーケットのシェア拡大などを推進しております。

業績につきましては、売上高は303億79百万円（前期比5.2%増）、営業利益は売上高の増加に伴う売上総利益の増加等により5億6百万円（同219.0%増）となりました。



その他 (物流・冷蔵倉庫事業、 OA機器・通信機器販売 および保険代理店事業)

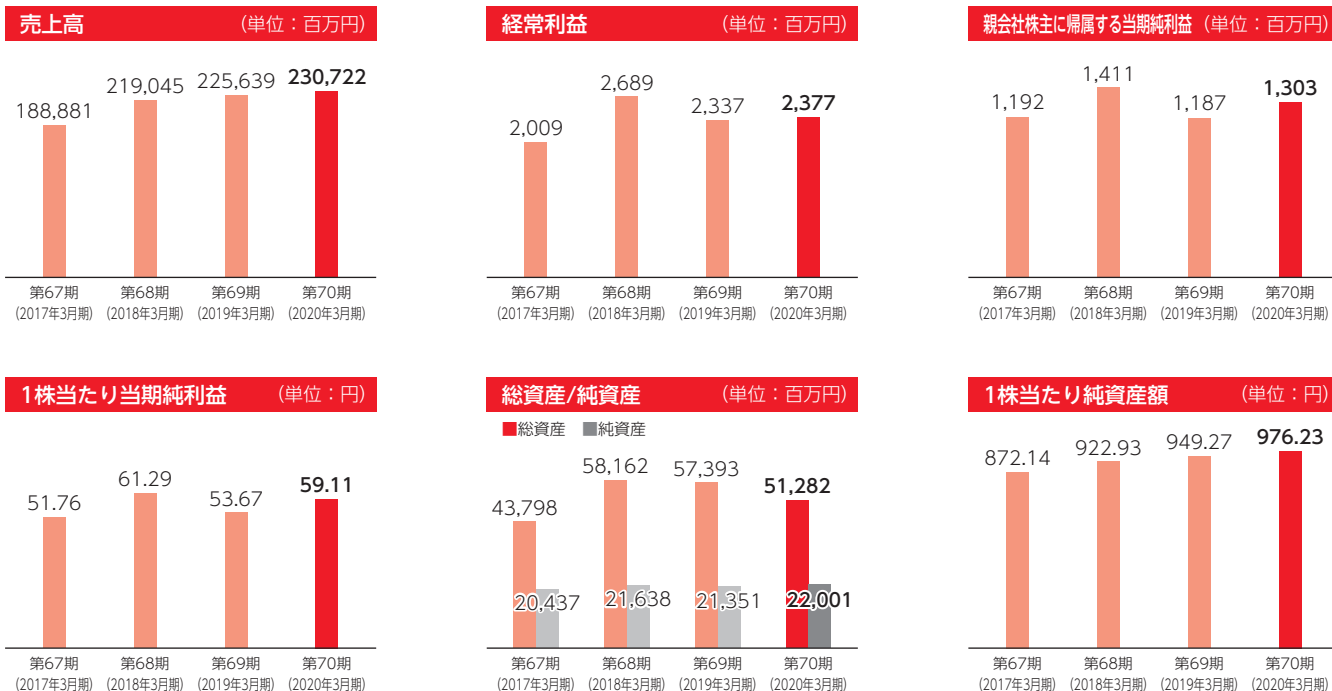
子会社マルイチ・ロジスティクス・サービス(株)は、当社グループの物流業務・冷蔵倉庫事業の品質向上とローコスト体制の構築をグループ内の各事業と連携しながら推進いたしました。

業績につきましては、売上高は12億14百万円（前期比8.2%減）、営業利益は47百万円（同28.2%減）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、事業拡大に伴う設備投資、システム投資および計画的、継続的な営繕を実施した結果、7億30百万円となりました。これらの資金は、自己資金を充当しております。

(2) 直前3連結会計年度の財産および損益の状況



区分	第67期 (2017年3月期)	第68期 (2018年3月期)	第69期 (2019年3月期)	第70期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	188,881	219,045	225,639	230,722
経常利益 (百万円)	2,009	2,689	2,337	2,377
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,192	1,411	1,187	1,303
1株当たり当期純利益 (円)	51.76	61.29	53.67	59.11
総資産 (百万円)	43,798	58,162	57,393	51,282
純資産 (百万円)	20,437	21,638	21,351	22,001
1株当たり純資産額 (円)	872.14	922.93	949.27	976.23

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)丸水長野県水	98	100.00	食品卸売業
マルイチ・ロジスティクス・サービス(株)	98	100.00	物流および冷蔵倉庫業
大信畜産工業(株)	95	78.64	食肉加工および販売
信田缶詰(株)	80	70.31	水産缶詰・びん詰、その他水産加工品製造 および販売
(株)ナガレイ	55	100.00	業務用食品卸売業
ファーストデリカ(株)	40	100.00	水産物・惣菜加工および販売
(株)山政北海屋	30	100.00	水産物卸売業
(株)丸一北海屋	25	100.00	水産物卸売業
(株)三共物商	13	55.00	水産飼料・水産物卸売業
魚信(株)	10	100.00	水産物販売
マルゼンフーズ(株)	10	(100.00)	業務用食品卸売業
アスコット(株)	10	(100.00)	惣菜製造および仕出し販売
(株)エム・フーズ	10	(100.00)	食肉加工および販売
(株)丸水運送センター	10	(100.00)	運送業

(注) 議決権比率の欄の () 内は間接保有比率であり内数であります。

(4) 対処すべき課題

次期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から経済活動停滞の長期化による国内外経済の下振れリスクや金融市場の変動等の影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況が強まることが予想されます。食品流通業界におきましては、従来からの消費者の節約志向や業種・業態を越えた競争の継続に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大以前と収束以後では、産地サイドと消費サイドの双方が様々な面で大きく変化することが予想され、中間流通を担う食品流通業界はこれらの変化に対して柔軟で迅速な対応が要求されると考えられます。

こうした環境の中、当社グループは経営理念に掲げる「人命の根源たる食品の流通を通して社会に奉仕する」に則り、新型コロナウイルス感染症の拡大という状況下、食のライフラインを守ることを社会的使命に、地域のインフラとしての機能を高めながら事業活動を継続してまいります。また、当社グループのコア事業であります水産事業をはじめとして、成長戦略を加速してまいります。経営方針としましては、2023年3月期を目標年度とする新中期経営計画「創造2022」を策定し、「人の成長を以て変革を成し遂げ、更なる飛躍のための創造を推進する」を基本方針に掲げました。計画立案に際しては、当社グループの強みを発揮できる「産地との強固な関係、原料からの差別化」「素材から惣菜へ」「メーカー型卸事業の推進」「中間流通コストの合理化」を大切にしたい考え方として成長戦略等を立案し、具現化に向けて実行してまいります。

水産事業セグメントにおきましては、水産部門では産地から店頭までを一気通貫する水産サプライチェーンを束ねることで、業界における課題解決と近代化の実現を目指してまいります。具体的には養殖魚事業の拡大など、さらなる川上へのシフトによる優位原料の調達体制構築と、素材から惣菜を具現化する加工・物流機能の構築や即食・簡便ニーズに対応した商品開発を推進してまいります。デイリー部門では既存の日配売場向け自社開発商品に加え、売場の垣根を越えた業際商品や外食向けの商品開発を進め、新規領域への販路拡大を進めてまいります。フードサービス部門では商品開発部を新設し、当社グループの原料調達力を活かした原料から差別化した惣菜マーケット向け商品開発を加速し、様々な業種・業態へ販売してまいります。

一般食品事業セグメントにおきましては、子会社信田缶詰(株)の製造機能と当社グループの水産原料の調達力を活かした事業部間連携による商品開発体制を強化し、高付加価値商品を基軸に販売拡大を目指します。また、競争力向上に向け、営業生産性の向上や業務集約を進めることで事業基盤のさらなるローコスト化を図ってまいります。

畜産事業セグメントにおきましては、県内生産者との取り組み強化による国産牛の生産基盤安定化と国産豚の調達強化を図りながら長野県産ブランドの県外への販売拡大を推進いたします。商品加工面では販売拡大に対応すべく流通加工機能の強化を図ってまいります。物流面では南関東・東海・中京エリアへの販売拡大に向けた物流基盤の整備を推進いたします。

丸水長野県水グループセグメントにおきましては、水産事業では取組みメーカーとの連携による養殖魚の販売強化や丸水ブランドの商品開発、畜産事業では仕入から販売までの一貫生産体制の強みを活かした主要顧客との取組み強化、冷食事業では冷凍物流事業の拡大と、県内顧客を基軸とした事業拡大と業務用市場への販路拡大を進めてまいります。また、全ての事業分野においてグループシナジーを追求してまいります。

以上の諸施策を通じて、当社グループの企業価値をさらに高め、持続的な成長を目指してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

① 当社の企業集団は、食料品の卸売を主たる事業とし、卸売商品は、水産物および水産加工品、日配品および冷凍食品、加工食品および菓子、畜産物および畜産加工品を取り扱っております。

取扱商品は次のとおりであります。

品目	主要商品
水産物、水産加工品、日配品 および冷凍食品	生鮮魚介、冷凍魚介、塩蔵・塩干魚介、切身製品、練製品、日配品、冷凍食品、他
加工食品および菓子	ビン缶詰類、嗜好食料品、同飲料、調味料、香辛料、油脂、乳製品、菓子類、米穀類、 その他加工品
畜産物および畜産加工品	畜産物、食肉加工品、他

② 上記の他に物流事業、冷蔵倉庫事業、O A 機器・通信機器の販売および保険代理店事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社：長野県長野市市場3番地48

当社は長野県内を中心に次のとおり事業所を設置しております。

区分	名称
水産事業部	第一本部(東京都中央区)、 第二本部(東京都中央区)、 デイリー商品本部(埼玉県久喜市)、 長野支社、上田・佐久営業所(長野県佐久市)、 松本支社、伊那営業所、飯田水産営業所、 甲府支社(山梨県中巨摩郡)、 東京支社(東京都江東区)、 北関東支社(群馬県伊勢崎市)、宇都宮営業所(栃木県鹿沼市)、 名古屋支社(愛知県西春日井郡)
食品事業部	食品商品部(長野県長野市)、 梓川共配センター(長野県安曇野市)、 長野支店、群馬食品営業所(群馬県伊勢崎市)、 松本支店、飯田食品営業所、 甲府食品営業所(山梨県中巨摩郡)
畜産事業部	畜産デリカ商品部(長野県長野市)、 長野広域販売部、北陸営業所(富山県富山市)、 松本広域販売部、飯田畜産営業所、 首都圏広域販売部(埼玉県久喜市)
フードサービス事業部	フードサービス商品部(長野県長野市)、 甲信越販売部(長野県長野市)、 長野フードサービス営業所、 甲府フードサービス営業所(山梨県中巨摩郡)、 首都圏・北関東販売部(群馬県伊勢崎市)、 北関東フードサービス営業所(群馬県伊勢崎市)

(注) 2019年8月31日付で、宇都宮営業所を移転いたしました。

② 子会社

区分	名称
食品卸売業	(株)丸水長野県水 (長野県長野市)
水産飼料・水産物卸売業	(株)三共物商 (福岡県福岡市)
水産缶詰・びん詰、その他 水産加工品製造および販売	信田缶詰(株) (千葉県銚子市)
水産物卸売業	(株)山政北海屋 (愛知県西春日井郡) (株)丸一北海屋 (東京都江東区)
水産物販売	魚信(株) (長野県長野市)
水産物・惣菜加工および販売	ファーストデリカ(株) (長野県長野市)
惣菜製造および仕出し販売	アスコット(株) (長野県長野市)
業務用食品卸売業	(株)ナガレイ (長野県長野市) マルゼンフーズ(株) (長野県長野市)
食肉加工および販売	大信畜産工業(株) (長野県中野市) (株)エム・フーズ (長野県長野市)
物流および冷蔵倉庫業	マルイチ・ロジスティクス・サービス(株) (長野県長野市)
運送業	(株)丸水運送センター (長野県長野市)

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
水産事業	455 (275) 名	15名減 (45名減)
一般食品事業	73 (41) 名	2名減 (1名増)
畜産事業	96 (187) 名	11名増 (41名増)
丸水長野県水グループ	210 (424) 名	9名減 (8名増)
報告セグメント計	834 (927) 名	15名減 (5名増)
その他	128 (144) 名	2名減 (7名減)
全社 (共通)	104 (43) 名	19名増 (0名)
合計	1,066 (1,114) 名	2名増 (2名減)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、嘱託（派遣含む）および臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
559名 (201名)	7名増 (1名増)	40.7歳	17.3年

(注) 使用人数は就業人員であり、嘱託（派遣含む）および臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	期末借入金残高 (百万円)
株式会社八十二銀行	1,620
農林中央金庫	240
株式会社みずほ銀行	112
株式会社北陸銀行	112
株式会社長野銀行	112

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	63,000,000株
② 発行済株式の総数	23,121,000株
③ 株主数	3,484名
④ 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
三菱商事株式会社	4,625	20.89
マルイチ産商取引先持株会	1,673	7.55
有限会社ニシナ興産	1,414	6.38
株式会社八十二銀行	1,105	4.99
国分グループ本社株式会社	1,020	4.60
株式会社みずほ銀行	751	3.39
株式会社北陸銀行	740	3.34
株式会社長野銀行	679	3.07
明治安田生命保険相互会社	590	2.66
株式会社ニチレイフレッシュ	558	2.52

（注）持株比率は自己株式（984,080株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	藤 沢 政 俊	全国魚卸売市場連合会副会長 株式会社長野地方卸売市場社外取締役 長野県水産物卸連合会会長
代表取締役社長	平 野 敏 樹	社長執行役員 株式会社長野地方卸売市場社外取締役
取締役	遠 藤 庄 司	常務執行役員営業部門統括兼フードサービス事業部長 株式会社丸水長野県水取締役
取締役	松 澤 通	常務執行役員企画・管理部門統括 兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー
取締役	小須田 茂 義	執行役員水産事業部長兼フードサービス商品本部長
取締役	小 林 徳 幸	執行役員営業部門統括補佐グループ経営担当 兼出向株式会社丸水長野県水代表取締役社長
取締役	根 橋 博 志	執行役員営業部門統括補佐市場政策担当兼畜産事業部長 大信畜産工業株式会社取締役 ファーストデリカ株式会社取締役
取締役	山 田 真 史	執行役員営業部門統括補佐ロジスティクス担当 兼デイリー商品本部長 マルイチ・ロジスティクス・サービス株式会社取締役
取締役（監査等委員・常勤）	仁 科 圭 右	
取締役（監査等委員）	山 岸 重 幸	弁護士（ながの法律事務所 パートナー）
取締役（監査等委員）	小 川 直 樹	公認会計士・税理士（税理士法人あおぞらしなの代表社員）
取締役（監査等委員）	古 舘 正 史	

（注）1. 取締役（監査等委員）山岸重幸氏、小川直樹氏、古舘正史の三氏は、社外取締役であります。なお、当社は、同三氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、仁科圭右氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 取締役（監査等委員）小川直樹氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
吉 田 宏	2019年6月25日	任期満了	執行役員営業部門統括補佐グループ経営担当 兼出向株式会社丸水長野県水代表取締役社長
畑 中 凱 夫	2019年6月25日	辞任	監査等委員
奥 田 英 人	2020年2月29日	辞任	三菱商事株式会社食品産業グループ C E O オフィス経営戦略ユニットマネージャー

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は社外取締役を免責するものとしております。

④ 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く)	9	198
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (4)	32 (18)
合 計 (うち社外役員)	14 (4)	231 (18)

- (注) 1. 取締役の支給人員は、2019年6月25日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いております。
2. 使用人兼務取締役に該当する取締役はおりません。
3. 支給額には、取締役に対する業績連動型株式報酬の当事業年度に係る引当分 (取締役8名に対し20百万円) が含まれております。
4. 取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第66期定時株主総会において年額350百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない)、取締役 (監査等委員) について年額70百万円以内と決議いただいております。また別枠で、取締役 (監査等委員を除く) について2016年6月21日開催の第66期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度額として対象年度 (3事業年度) 90百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役（監査等委員）山岸重幸氏は、当社の社外取締役であり、弁護士として登録開業しております。当社との間には特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）小川直樹氏は、当社の社外取締役であり、公認会計士および税理士として登録開業しております。当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査等委員会への出席状況

	取締役会		監査等委員会	
	出席回数/開催回数	出席率	出席回数/開催回数	出席率
取締役 奥 田 英 人	17回/17回	100%	—	—
取締役（監査等委員）山 岸 重 幸	18回/18回	100%	24回/24回	100%
取締役（監査等委員）小 川 直 樹	18回/18回	100%	24回/24回	100%
取締役（監査等委員）古 舘 正 史	14回/14回	100%	18回/18回	100%

- (注) 1. 奥田英人氏は、2020年2月29日付で辞任により社外取締役を退任いたしましたので、2020年2月29日以前に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
2. 古舘正史氏は、2019年6月25日開催の第69期定時株主総会において社外取締役に選任され、就任いたしましたので、2019年6月25日以降に開催された取締役会および監査等委員会への出席状況を記載しております。

b. 取締役会等における発言状況

- 取締役奥田英人氏は、主に業界動向や経営環境に対する知見および内部統制やコンプライアンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- 取締役（監査等委員）山岸重幸氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
また、監査等委員会において、当社の法務およびリスク管理部門を主とした内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
- 取締役（監査等委員）小川直樹氏は、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

また、監査等委員会において、当社の会計および税務部門を主とした内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

- ・取締役（監査等委員）古舘正史氏は、食品業界で長年経営に携わった豊富な経験と知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

また、監査等委員会において、当社の監査業務全般について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

イ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、会社の重要な意思決定については必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に「文書保存規程」で定めた所定の期間保存しております。定めのない情報については、総務部長と協議の上、保存の可否および期間を定めて保存しております。なお、以下の文書については、取締役および取締役（監査等委員）は常時閲覧できるものとしております。
- ・「株主総会議事録」、「取締役会資料と議事録」、「決算書類」、「取締役を最終決裁者とする稟議書」

ロ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社には、在庫リスク、商品品質リスク、与信リスク、法令違反リスク、雇用関連リスク、環境汚染リスクなどの事業リスクがあり、在庫リスクについては「見越取引管理規程」、商品品質リスクについては「仕入先評価選定規程」および「食品衛生管理規程」、与信リスクについては「債権管理規程」にて対応しております。また、その他については、予め取り決めた個々の責任部署が対応し、必要に応じて経営会議において状況確認と対策措置を検討し、取締役会への報告を行うものとしております。
- ・各種リスクの管理状況については、各部門の担当取締役が、半年に一度取締役会に報告を行うこととしております。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、前年度末までに翌年の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月1回の取締役会において進捗状況を確認しております。また各事業部門は当年度の戦略および利益計画を毎年設定し、経営企画部が成果を検証しております。
- ・取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「職務分掌および職務権限に関する規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現しております。

二. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・役職員が法令や定款および社会通念に沿った行動を行う様、「役職員行動規範」を定め、コンプライアンス推進室は定期的な研修を行い周知徹底に努めております。
- ・チーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンス推進室を設置し、コンプライアンス関連の体制整備（研修、ガイドラインの制定ほか）を行っております。また、各事業部門の長および企画・管理部門の長を全社コンプライアンス委員に任命し、定期的に全社コンプライアンス委員会を開催しております。

- ・適切な財務諸表作成のために、経理財務部長は経理規程、細則を定め周知徹底を図っております。
- ・コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、以下の3つの報告経路を設けております。
 - a. コンプライアンス事務局への直接報告
 - b. 監査部への直接報告
 - c. 社外顧問弁護士宛の内部通報窓口
- ・監査部は各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや取締役（監査等委員）、会計監査人と定期的に情報交換会を開催しております。

ホ. 当社および子会社から成る企業集団における、業務の適正等の確保および損失の危険の管理等の体制

- ・子会社の管理者を定め、取締役や取締役（監査等委員）の派遣を通じ連携をとり、子会社の業務執行状況を随時確認しております。
- ・子会社からは、毎年経営計画書の提出を受け、経営方針の協議を行う一方、リスクマネーやコンプライアンスの状況を確認しております。
- ・当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の定期的な報告を義務付けております。
- ・当社は、当社子会社において重要な事象が発生した場合は、子会社の管理者が主催する業績検討会議における報告を義務付けております。
- ・当社は、当社全体で子会社のリスクの把握、管理に努めます。また、重大な危機が発生した子会社においては、直ちに管理者に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、当社子会社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ・当社は、不測の事態や危機発生時の事業継続を図るため、当社および当社子会社の事業継続計画（BCP）を整備します。
- ・当社は、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、当該経営計画を具現化するため、当社および当社子会社の毎事業年度ごとの重点経営目標および予算配分を定めております。
- ・当社は、職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の基準を規程に定め、当社子会社はこれに準拠した規程を整備します。
- ・当社は、当社子会社の全ての役職員に対する「役職員行動規範」の周知徹底に努めております。
- ・当社は、当社子会社の規模や業態に応じた、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置します。

- ・当社は、当社子会社の役職員を対象としてコンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めております。
- ・当社は、当社および当社子会社の役職員が、当社コンプライアンス事務局、監査部または外部の弁護士に対して報告・相談を行うことができる専用ルート（「こんぷらホットライン」）を設置しております。

ヘ. 取締役（監査等委員）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・取締役（監査等委員）は、取締役（監査等委員）の職務の補助を必要とする場合は、企画・管理部門担当取締役に総務部の人員の派遣を臨時で要請できるものとしております。

ト. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・取締役（監査等委員）より監査業務の補助の指示を受けた使用人は、その指示に関して、役員および総務部長等の指揮命令を受けないこととしております。また、同職員の人事評価については、取締役（監査等委員）の意見を聴取の上、決定することとしております。

チ. 子会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者が取締役（監査等委員）に報告をするための体制

- ・当社および当社子会社の役職員は、当社取締役（監査等委員）から業務執行に関わる事項の説明を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
- ・当社監査部、リスクマネジメント部、コンプライアンス推進室等は、当社および当社子会社における内部監査、リスク管理、コンプライアンス等の現状を定期的に報告することとしております。
- ・当社および当社子会社のコンプライアンスを統括するチーフ・コンプライアンス・オフィサーは、役職員からの当社および当社子会社取締役の法令違反等に関する内部通報の状況について、定期的に当社取締役（監査等委員）に対して報告します。
- ・当社は、当社取締役（監査等委員）へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底しております。

リ. 取締役（監査等委員）の職務執行により生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・当社取締役は、取締役（監査等委員）による監査に協力し、監査に係る諸費用については、原則として速やかに当該債務を処理することとしております。

ヌ. その他取締役（監査等委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役（監査等委員）は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとしております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 重要な会議の開催状況

- ・ 当期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における主な会議の開催状況は以下のとおりです。取締役会は18回、監査等委員会は24回、経営会議は54回、全社コンプライアンス委員会は4回、それぞれ開催しました。

ロ. 取締役（監査等委員）の職務の執行について

- ・ 取締役（監査等委員）は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議その他の経営に関わる重要な会議に出席し意見を表明しております。

ハ. 主な教育・研修の実施状況について

- ・ 当社は、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、冊子の再配布に合わせ当社全役職員を対象に、当社の役職員行動規範の読み合わせを実施しました。
- ・ また、当社および当社子会社の役職員を対象として、階層別に、不正会計防止、ハラスメント防止、品質管理徹底、商取引上の基礎知識、インサイダー取引防止、個人情報保護、情報セキュリティ、風通しの良い職場づくりおよび安全配慮義務を題材としたコンプライアンス研修ならびにe-ラーニングを実施しました。

二. 内部監査の実施について

- ・ 内部監査計画に基づき、業務プロセスに関する監査を実施しました。

ホ. 財務報告に係る内部統制について

- ・ 重要な事業拠点および子会社の全社統制の整備と運用状況の評価を実施しました。

ヘ. 反社会的勢力排除について

- ・ 「反社会的勢力排除に関する基本方針」ならびに「反社会的勢力排除に関する規程」に基づいて、実質的かつ継続的な取り組みを進めました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(資産の部)	
科目	金額
流動資産	34,842
現金及び預金	8,836
受取手形及び売掛金	17,919
商品及び製品	5,244
仕掛品	12
原材料及び貯蔵品	185
未収入金	2,503
その他	180
貸倒引当金	△39
固定資産	16,440
(有形固定資産)	(11,355)
建物及び構築物	2,913
機械装置及び運搬具	369
工具、器具及び備品	114
土地	7,494
リース資産	452
建設仮勘定	11
(無形固定資産)	(533)
のれん	175
ソフトウェア	87
その他	270
(投資その他の資産)	(4,550)
投資有価証券	2,714
長期貸付金	111
繰延税金資産	382
退職給付に係る資産	142
その他	1,355
貸倒引当金	△155
資産合計	51,282

(負債の部)	
科目	金額
流動負債	26,414
支払手形及び買掛金	20,772
短期借入金	1,200
1年内返済予定の長期借入金	250
リース債務	194
未払金	2,465
未払法人税等	345
賞与引当金	609
資産除去債務	3
その他	572
固定負債	2,867
長期借入金	770
リース債務	329
繰延税金負債	87
役員株式給付引当金	64
債務保証損失引当金	54
退職給付に係る負債	911
資産除去債務	62
その他	586
負債合計	29,281
(純資産の部)	
株主資本	21,417
資本金	3,719
資本剰余金	3,388
利益剰余金	15,452
自己株式	△1,143
その他の包括利益累計額	114
その他有価証券評価差額金	403
退職給付に係る調整累計額	△289
非支配株主持分	470
純資産合計	22,001
負債・純資産合計	51,282

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		230,722
売上原価		205,534
売上総利益		25,187
販売費及び一般管理費		23,307
営業利益		1,880
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	97	
受取賃貸料	226	
その他	217	544
営業外費用		
支払利息	21	
固定資産除却損	11	
その他	14	46
経常利益		2,377
特別利益		
固定資産売却益	371	371
特別損失		
投資有価証券評価損失	10	
減損損失	515	525
税金等調整前当期純利益		2,224
法人税、住民税及び事業税	695	
法人税等調整額	155	850
当期純利益		1,373
非支配株主に帰属する当期純利益		69
親会社株主に帰属する当期純利益		1,303

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,719	3,387	14,481	△1,146	20,441
当連結会計年度変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		0			0
剰余金の配当			△332		△332
親会社株主に帰属する当期純利益			1,303		1,303
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				3	3
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	0	971	3	975
当連結会計年度末残高	3,719	3,388	15,452	△1,143	21,417

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	548	△57	490	418	21,351
当連結会計年度変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減					0
剰余金の配当					△332
親会社株主に帰属する当期純利益					1,303
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					3
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△145	△231	△376	51	△325
当連結会計年度変動額合計	△145	△231	△376	51	649
当連結会計年度末残高	403	△289	114	470	22,001

貸借対照表 (2020年 3月31日現在)

(資産の部)	
科目	金額
流動資産	28,626
現金及び預金	6,062
受取手形	61
売掛金	15,770
商材及び貯蔵品	4,436
原材料及び貯蔵品	3
未収入金	2,108
その他の金	200
貸倒引当金	△16
固定資産	14,716
(有形固定資産)	(8,945)
建物	2,119
構築物	59
機械及び装置	149
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	67
土地	6,416
リース資産	133
(無形固定資産)	(331)
ソフトウェア	65
その他の金	266
(投資その他の資産)	(5,439)
投資有価証券	2,441
関係会社株式	667
長期貸付金	111
関係会社長期貸付金	2,433
繰延税金資産	247
その他の金	594
貸倒引当金	△1,057
資産合計	43,342

(単位：百万円)

(負債の部)	
科目	金額
流動負債	21,833
支払手形	186
買掛金	16,916
短期借入金	1,200
関係会社短期借入金	150
リース債務	49
未払金	2,357
未払法人税等	177
賞与引当金	506
その他の金	289
固定負債	1,103
リース債務	108
退職給付引当金	489
役員株式給付引当金	64
資産除去債務	62
その他の金	378
負債合計	22,936
(純資産の部)	
株主資本	20,001
(資本金)	(3,719)
(資本剰余金)	(3,385)
資本準備金	3,380
その他の資本剰余金	5
(利益剰余金)	(14,036)
利益準備金	354
その他の利益剰余金	13,682
(圧縮積立金)	(146)
(別途積立金)	(6,970)
(繰越利益剰余金)	(6,566)
(自己株式)	(△1,141)
評価・換算差額等	404
その他有価証券評価差額金	404
純資産合計	20,406
負債・純資産合計	43,342

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上高			188,556
売上原価			166,844
売上総利益			21,711
販売費及び一般管理費			20,758
営業利益			952
営業外収益			592
受取利息	14		
受取配当金	114		
受取賃貸料	294		
その他の	168		
営業外費用			24
支払利息	6		
固定資産除却損	8		
その他の	7		
経常利益			1,520
特別利益			275
固定資産売却益	275		
特別損失			525
投資有価証券評価損	10		
減損損失	515		
税引前当期純利益			1,270
法人税、住民税及び事業税	401		518
法人税等調整額	116		
当期純利益			752

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	
		資 準 備	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	その他利益剰余金					利 剰 余 金 計
								圧 積 立 金	別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,719	3,380	5	3,385	354	149	6,970	6,143	13,616	△1,144	19,578		
当 期 変 動 額													
圧縮積立金の積立						△2		2	－		－		
剰余金の配当								△332	△332		△332		
当 期 純 利 益								752	752		752		
自己株式の取得										△0	△0		
自己株式の処分										3	3		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2	－	423	420	3	423		
当 期 末 残 高	3,719	3,380	5	3,385	354	146	6,970	6,566	14,036	△1,141	20,001		

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	539	539	20,117
当 期 変 動 額			
圧縮積立金の積立			－
剰余金の配当			△332
当 期 純 利 益			752
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			3
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△135	△135	△135
当期変動額合計	△135	△135	288
当 期 末 残 高	404	404	20,406

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 マルイチ産商
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長 野 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 昌 則 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルイチ産商の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルイチ産商及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社 マルイチ産商
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長 野 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 昌 則 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルイチ産商の2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第70期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社 マルイチ産商 監査等委員会

常勤監査等委員 仁科圭右 ㊞
監査等委員 山岸重幸 ㊞
監査等委員 小川直樹 ㊞
監査等委員 古舘正史 ㊞

(注) 監査等委員山岸重幸、小川直樹並びに古舘正史は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会 場

メルパルク長野 3階「白鳳」

長野県長野市鶴賀高畑752-8 TEL (026) 225-7800

交通ご案内

J R 「長野」 駅下車 東口より徒歩約5分

株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在のご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防に配慮いただきご来場賜りますようお願いいたします。特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆様に対する公平な利益還元の観点から、本総会より総会当日のお土産の配布を取りやめさせていただきます。



(お願い) 駐車場に限りがありますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

